

## ○電子契約の導入について

太子町では、受注者の負担軽減、契約事務のペーパーレス化、業務の効率化等を目的に、令和7年7月1日より電子契約を導入しています。

## ○電子契約とは？

従来、合意内容を証拠として残すため紙に印鑑で押印して取り交わされていた契約書。この契約書に代わり、電子データに電子署名をすることで、書面による契約と同様の証拠力を認められるのが電子契約です。



インターネット環境と電子メールアドレスがあれば利用可能です。  
また、事業者側の費用負担はありません。

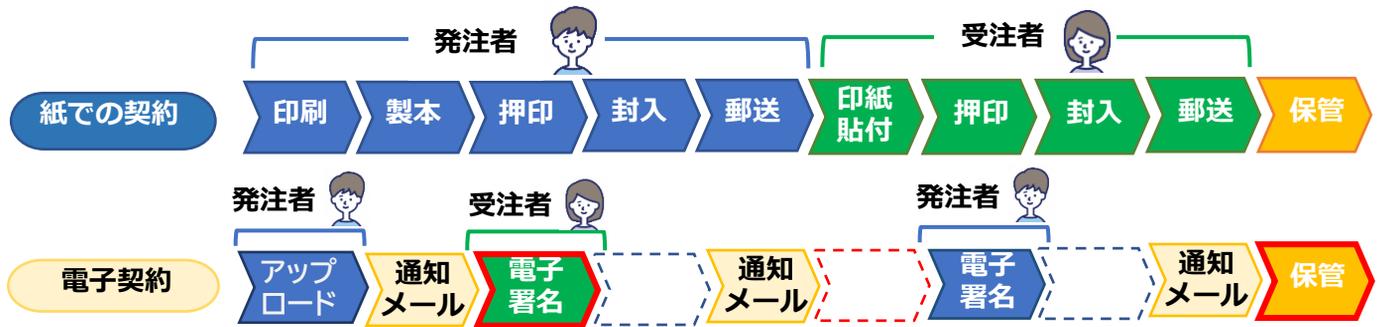
## ○電子契約のメリット

- ① 受注者の負担軽減
  - ・ 押印のための出社が不要となり、インターネット上で契約を締結することができるようになります。
  - ・ 来庁せず、契約を締結することができるようになります（別途紙資料の提出のため来庁が必要な場合があります）。
  - ・ 印紙が不要になります。
- ② 契約事務のペーパーレス化、業務の効率化（印刷、製本、押印作業等）

	紙の契約	電子契約
形式	紙の書面	電子データ (PDF)
押印	印鑑 or サイン	電子署名
送付	送付・持参	インターネット
保管	書棚	サーバー
印紙	必要	不要
証拠力	あり	あり

内閣総理大臣による答弁および国税庁への照会への回答において、電子文書には**印紙税が課税されない**と明言されています。

# ○電子契約の流れ



## 操作手順

- 1 署名依頼メールが届きましたら **文書を確認する** をクリック
- 2 文書を確認して、問題なければ **完了する** をクリック
- 3 確認画面が出ますので **署名手続きを完了する** をクリック



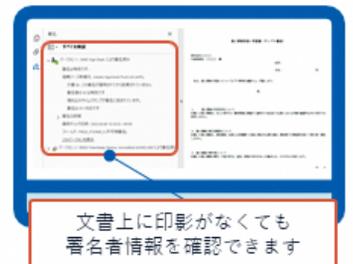
- 4 すべての署名者の手続き完了後届いた完了メール内の **ダウンロード** をクリック



- 5 **↓ ダウンロード** をクリック  
※ **ダウンロード有効期間：14日間**



- 6 署名した文書を確認  
※ 電子署名情報およびタイムスタンプ情報が付与



文書上に印影がなくても署名者情報を確認できます

# GMOサインアカウント作成方法（無料）

## 1. GMOサインのアカウントを作成するとできること

- ① 電子契約締結証明書を受注者側でいつでもダウンロード・印刷することが可能になります。  
※電子契約締結証明書…署名者の氏名や署名日時など、署名情報を印刷する事ができるファイル
- ② 契約書の電子データをアカウント内に保管できます。
  - ・ 契約満了日や契約金額など任意項目で管理・検索が可能
  - ・ いつでも原本データのダウンロード・印刷が可能
- ③ 「電子印鑑GMOサイン」のスマホアプリで外出先でも署名・文書確認が可能になります。

## 2. GMOサインアカウント作成・文書保管方法（無料）

※文書データの紐づけ・保管可能期間は署名完了のお知らせメール受領後**30日間**です。



①GMOサインの無料アカウントを作成します。  
登録方法はこちら↓



<https://helpcenter.gmosign.com/hc/ja/articles/9198122838425>



② [署名完了のお知らせ]メールを確認し、「ダウンロード」「GMOサインで保管」をクリックします。



③ログイン後、文書が保管されていることを確認します。

※保管可能期間の30日を超過した場合は、署名依頼元の自治体へご連絡をお願いいたします。